

社会福祉法人新宮市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宮市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償の額、並びにその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 会長が特に必要と認めた委員会等の委員

(報酬の額)

第3条 役員報酬の金額については次のとおりとする。

会長 年間 2,360,000円

(毎月20日に180,000円支給、9月、3月に各100,000円支給)

副会長 年間 100,000円 (9月、3月に各50,000円支給)

- 2 会長、副会長、を除く役員等の報酬は、理事会、評議員会、会計監査及び委員会等に出席した場合に2,000円支給する。ただし、同日に複数の会議に出席した場合は1回分の報酬とする。
- 3 評議員会又は理事会がテレビ会議、電話会議を含む出席者が一同に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は前項に準じて支給する。
- 4 評議員会又は理事会が決議の省略による方法によって開催された場合は、第2項に定める報酬の半額を支給する。

(費用弁償)

第4条 新宮地区で開催される理事会、評議員会、会計監査及び委員会等に出席した熊野川地区の役員等には、別に定める出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。

ただし、第3条3項及び4項の方法によって理事会または評議員会、会計監査及び委員会等が開催された場合は、旅費を支給しないものとする。

尚、熊野川地区で開催される、理事会、評議員会、会計監査及び委員会等に新宮地区の役員等が出席した場合も同様とする。ただし、会長、副会長を除く。

- 2 同日に複数の会議に出席した場合は1回分の費用弁償とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。